

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のよう
に改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。 2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、<u>地域医療体制確保加算対象手当</u>、<u>外科医療確保特別加算対象手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。 (略) (超過勤務手当) 第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の	(略) (給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。 2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、専門看護師等手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。 (略) (超過勤務手当) 第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の

時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、特別看護業務手当、臨床研修手当、地域医療体制確保加算対象手当及び外科医療確保特別加算対象手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当、臨床研修手当、地域医療体制確保加算対象手当及び外科医療確保特別加算対象手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

（略）

（地域医療体制確保加算対象手当）

第18条の14 地域医療体制確保加算対象手当は、月の初日において、循環器内科、心臓外科、血管外科、小児外科、肝胆膵・移植外科又は消化管外科の診療に従事する医師（研修医を除く。）のうち、地域医療体制確保加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

- 2 前項の手当額は、1月につき、3,000円とする。（新設）

- 3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

- 4 この手当は、診療報酬上の地域医療体制確保加算の改定があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）

（外科医療確保特別加算対象手当）

時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、特別看護業務手当及び臨床研修手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当及び臨床研修手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

（略）

第18条の15 外科医療確保特別加算対象手当は、月の初日において、肝胆膵・移植外科又は消化管外科の診療に従事する医師（研修医を除く。）のうち、外科医療確保特別加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

2 前項の手当額は、1月につき、68,000円とする。（新設）

3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

4 この手当は、診療報酬上の外科医療確保特別加算の改定又は当該加算の算定額の増減があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）

（略）

附 則

1 この規程は、令和8年10月1日から施行し、改正後の旭川医科大学非常勤職員給与規程は、令和8年7月1日から適用する。

2 改正後の旭川医科大学非常勤職員給与規程は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

【改正理由】

診療報酬加算による医師への手当支給を行うため、所要の改正を行うものである。

（略）